

## ○農林水産省令第十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)  
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年三月二十九日  
農林水産大臣 中川 昭一  
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第  
七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「劍路港」を「紋別港、網走港、根室港、花咲港、劍路港、十勝港」に、「留萌港」を「石狩湾港、留萌港、稚内港」に、「酒田港」を「能代港、酒田港、相馬港」に改め、「鹿島港」の下に「木更津港」を、「直江津港」の下に「柏崎港」を加え、「尼崎西宮芦屋港」を削り、「姫路港」の下に「新宮港」を加え、「尾道糸崎港」を「福山港、尾道糸崎港、竹原港」に改め、「平生港」の下に「三田尻中関港、山口港、宇部港」を、「詫問港」の下に「丸亀港」を、「高松港」の下に「宇和島港」を、「今治港」の下に「三島川之江港」を、「三池港」の下に「唐津港」を、「佐世保港」の下に「水俣港」を、「鹿児島港」の下に「川内港」を加える。

第六条第二項を次のように改める。

2 携帯する植物については秋田空港、山形空港、庄内空港、福島空港、鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、山口宇部空港、高知空港及び宮崎空港も、法第六条第三項の飛行場とする。

附 則

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。